

## 共に生きる地域をめざしてー地域の住民としての外国人ー

### 1. 外国人とは？

- 日本国籍を持たない人々
- 外国から渡って来た日本以外の国や地域との関わりやルーツを持つ人々
- 言葉や習慣が日本人とは異なる人々
- それだけなのか？

### 2. 外国人問題とは？

- 外国人が問題をおこす
- 外国人がルールを守らない
- 外国人が日本語をはなせない
- 外国人による高い犯罪率
- 外国人が騒ぐ
- \*これが外国人問題？

### 3. 外国人問題とは、存在そのものが差別的であることから住民としてみなされずさまざまな権利から除外されていること

### 4. 外国人が日本で生活するようになった理由

#### 一. 開港

欧米、中国などから

#### 二. 戦前から戦後

朝鮮半島、台湾、中国などから

#### 三. 戦後から 1980 年代

戦前、日本に渡って来た在日コリアンたち

地方からの季節労働者集団就職

研修生、実習生

#### 四. 1980 年代

ベトナム戦争終結により→インドシナ難民→ボートピープル

日本政府による国連難民条約の批准

出入国管理令から出入国管理及び難民認定法の改正

国籍法、外国人登録法の変更、改正

インドシナ難民の受け入れ、エンターテイナー、留学生など

#### 五. 1990 年代

バブル経済の崩壊

ブラジルをはじめとする中南米からの日系労働者たち

農村花嫁、オーバーステイ労働者たち

#### 六. 2000 年以降

フィリピン、インドネシアから経済協定による介護士、看護師

インドなど海外企業誘致による移住者

ベトナム、ネパールからの移住者

新入管法による新しい労働者たち

#### 七. 2020 年を目指して

人口減少と労働力

オリンピック

### 5. 外国人が置かれている状況

- 医療
- 教育
- 福祉
- 日本語
- 母語
- すまい
- 習慣や生活様式、言葉、文化、宗教の違い
- 就職など：公務員になれるの？ 学校の先生にはなれるの？
- 選挙権はあるの？ 住民投票は？

### 6. 外国人の権利は保障されているのか？

- 多言語による情報の提供
- 母語、母文化、外国人学校
- 生活保護
- 税金は義務？
- 義務教育の対象とされている？
- 公務員、教員当用
- 選挙権など

### 7. 神奈川県の場合

- 行政
  - ・1970 年代～民際外交
  - ・1980 年代～内なる国際化
  - ・1990 年代～多文化共生
  - ・1996 年～川崎市市民代表者会議（現在 10 期）

- ・1998年～外国籍県民かながわ会議（現在9期）、NGOかながわ国際協力会議（終了）

#### ○市民

- ・1980年代からの市民活動、草の根活動の活発化

特に環境問題をテーマに主婦を中心とした身近の問題を掲げ、問題点の根本を探り解決へ向ける動きが高まる。

- ・1980年代初めの出入国管理法の改正を受け多くの外国人が日本を目指すようになり、それは途上国への支援、国内の外国籍住民へと目が向けられ支援、協働へと繋がって行く。
- ・連携、協働のパートナーが市民団体間だけではなく行政との連携へと
- ・多文化共生、「共に生きる」という看板を掲げながらの差別  
朝鮮学校への教育補助金の支給のカット

#### ○市民、行政の協働

- ・神奈川基金 21
- ・外国人会議、NGO 会議の提言実現へと

2001年神奈川県外国人入居支援システム実施→かながわ外国人すまいサポートセンター設立（すまセン）

2002年神奈川県医療通訳システム実施→多言語社会リソースかながわ設立（MICかながわ）

2006年神奈川県外国人教育相談設置

2000年～現在、あーすフェスタかながわの実施（神奈川県、民団、総連、華僑総会、エスニックグループ、NGO）

### 8. 地域の協働の中で

- 選挙権
- 住民投票
- 外国人相談
- 地域のお祭り、イベントへの参加
- 地域の課題を解決する活動・行動

例として：3.11 震災後

：熊本地震

### 9. 課題～国際交流から多文化共生へど→国際交流と多文化共生のはき違え、勘違いからの覚醒～

#### ①課題

- 教育～全ての子どもたちの学ぶ権利 → 教育を受ける生徒に対し、理解できる言語による教育の実施
- 母語と母文化の保障 → 公教育における母語教育、母文化の保護（大阪の民族学級等参考）  
外国人学校の制度的、法的保障・ 自らの文化・言葉・歴史を学ぶ権利の保障
- 福祉 → 全ての人たちに行きわたる福祉を目指す、多言語化

○すまい → 公平な貸与、公正な賃貸契約、多言語化、トラブル防止のためのレクチャー

○習慣や生活様式、言葉、文化、宗教の違い → 理解、認め合い、尊重

○就職など → 企業の意識の向上

## ②課題解決のために

○学び合い

○課題の確認、協議と議論（行政、NGO、当事者、企業、関係団体など）

○外国人が住民であることを確認し、皆がともに生きられる地域・社会を目指すためのフラットな関係性を作り保ちながらの活動がもめられる。

○全てのマイノリティ、弱い立場の人たちの問題、地域が抱える問題・課題を解決するために住民たちが共に協力しあう。

○マジョリティの意識を変えるためのマイノリティの役割

日本人はやって上げる人、外国人はやってもらう人という非常識を超える、

○当事者の意見、意思の尊重、実のある支援、連携、制度実現へと

## 10. 当事者の役割

○日本で生活、仕事、教育において不利益な状態に置かれ、偏見、差別によって受ける不条理について訴えその行動が正当なものだと主張するだけでは何も変えることはできない。また、各コミュニティ単位だけの活動だけでは解決に至ることが難しい。

日本人と〇〇人は、行政と市民団体、民族団体はあっちとこっちと言う感覚、考え方を乗り越えそれぞれが住民として共通の課題認識を持ちながら様々な行動を起こし活動へと繋げる。

○特に多くの経験、教訓を持つオールドカマー自身が地域での役割についてか深く認識する必要がある。

## 11. 危機的な状況に置かれている多文化共生

## 12. 質疑